

○厚生労働省告示第二百六十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年八月十四日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

改正後								
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術		手術・処置等2		定義副傷病名 疾患コード	
			区分番号等	区分番号等	区分番号等	区分番号等		
(略)								
482から521まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					なし	ルテチウムオキソドレオチド(177Lu)、ニボルマブ、ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシムマブ、ペバシズマブ、ネシツムマブ、ペマトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エストレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラトレクチニブ塩酸塩、セルベルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、オシメルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、ダコミチニブ、カルボプラチン+バクワリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	(略)	
					(略)	(略)		
					6あり	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エストレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラトレクチニブ塩酸塩、セルベルカチニブ、ソトラシブ、グマロンチニブ、オシメルチニブメシル酸塩	(略)	
					(略)	(略)		
(略)								
2000から2031まで	(略)	(略)	(略)			なし	イブリツモマブチウキセタン塩化イットリウム、イブリツモマブチウキセタン塩化インジウム、クリサントスパーセ、オビヌズマブ、プレツキシマブ、ベドチン、ボラツズマブ、ベドチン、モガムリズマブ、デニロイキン ジフチトクス、フオロデシン塩酸塩、ブラトレキサート、ロミデシン、ダリナバルシン、ツジジノスタット、パレメスタットシル酸塩、タゼメスタット臭化水素酸塩、レナリドミド、ベンダムスチン塩酸塩、ホルテゾミブ、アレムツズマブ、イブルチニブ、ベネクトラクス、チラフルチニブ塩酸塩、アカラルチニブ、ビルトフルチニブ、メトトレキサート大量療法(非ホジキンリンパ腫に対するもの)、リツキシマブ+フィルグラステム、リツキシマブ+レノグラステム、リツキシマブ、化学療法、放射線療法、J038(4に限る。)、G005、J045なし	(略)
					(略)	(略)		
					7あり	レナリドミド、ベンダムスチン塩酸塩、ホルテゾミブ、アレムツズマブ、イブルチニブ、ベネクトラクス、チラフルチニブ塩酸塩、アカラルチニブ、ビルトフルチニブ	(略)	
					(略)	(略)		

改正前								
番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術		手術・処置等1		定義副傷病名 疾患コード	
			区分番号等	区分番号等	区分番号等	区分番号等		
(略)								
482から521まで	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					なし	ルテチウムオキソドレオチド(177Lu)、ニボルマブ、ベムプロリズマブ、アテゾリズマブ、デュルバルマブ、ラムシムマブ、ペバシズマブ、ネシツムマブ、ペマトレキセドナトリウム、クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エストレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラトレクチニブ塩酸塩、セルベルカチニブ、ソトラシブ、オシメルチニブメシル酸塩、ゲフィチニブ、アファチニブマレイン酸塩、エルロチニブ塩酸塩、ダコミチニブ、カルボプラチン+バクワリタキセル、化学療法、放射線療法、G005、J045なし	(略)	
					(略)	(略)		
					6あり	クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩、セリチニブ、ロルラチニブ、エストレクチニブ、テボチニブ塩酸塩、カブマチニブ塩酸塩、ブリグチニブ、ラトレクチニブ塩酸塩、セルベルカチニブ、ソトラシブ、オシメルチニブメシル酸塩	(略)	
					(略)	(略)		
(略)								
2000から2031まで	(略)	(略)	(略)			なし	イブリツモマブチウキセタン塩化イットリウム、イブリツモマブチウキセタン塩化インジウム、クリサントスパーセ、オビヌズマブ、プレツキシマブ、ベドチン、ボラツズマブ、ベドチン、モガムリズマブ、デニロイキン ジフチトクス、フオロデシン塩酸塩、ブラトレキサート、ロミデシン、ダリナバルシン、ツジジノスタット、パレメスタットシル酸塩、タゼメスタット臭化水素酸塩、レナリドミド、ベンダムスチン塩酸塩、ホルテゾミブ、アレムツズマブ、イブルチニブ、ベネクトラクス、チラフルチニブ塩酸塩、アカラルチニブ、メトトレキサート大量療法(非ホジキンリンパ腫に対するもの)、リツキシマブ+フィルグラステム、リツキシマブ+レノグラステム、リツキシマブ、化学療法、放射線療法、J038(4に限る。)、G005、J045なし	(略)
					(略)	(略)		
					7あり	レナリドミド、ベンダムスチン塩酸塩、ホルテゾミブ、アレムツズマブ、イブルチニブ、ベネクトラクス、チラフルチニブ塩酸塩、アカラルチニブ	(略)	
					(略)	(略)		

(略)										
2046から 2052まで	(略)	(略)	(略)							なし ポナチニブ塩酸塩、ルキ ソリチニブリン酸塩、キ メロチニブ塩酸塩、ダサ チニブ、ポスチニブ、ニ ロチニブ塩酸塩、アシミ ニブ塩酸塩、イマチニブ メシル酸塩、化学療法、 放射線療法、J038 (4に 限る。)、G005、J045なし
										(略)
										4あり ポナチニブ塩酸塩、ルキ ソリチニブリン酸塩、キ メロチニブ塩酸塩、ダサ チニブ、ポスチニブ、ニ ロチニブ塩酸塩、アシミ ニブ塩酸塩
(略)										
2073から 2076まで	(略)	(略)	(略)							なし ラブリズマブ、クロバリ マブ、スチムリマブ、エ クリズマブ、ベグセタコ ブラン、イブタコパン塩 酸塩、人ハプトグロビ ン、J039、G005、J045な し
										(略)
(略)										
2096から 2098まで	(略)	(略)	(略)							なし 活性型プロテインC、乾 燥凍結人プロテインC、 アンチトロンピン111製 剤、リハビリテーション、 J045なし
										(略)
(略)										

(略)										
2046から 2052まで	(略)	(略)	(略)							なし ポナチニブ塩酸塩、ルキ ソリチニブリン酸塩、ダ サチニブ、ポスチニブ、 ニロチニブ塩酸塩、アシ ミニブ塩酸塩、イマチニ ブメシル酸塩、化学療法、 放射線療法、J038 (4 に限る。)、G005、J045 なし
										(略)
										4あり ポナチニブ塩酸塩、ルキ ソリチニブリン酸塩、ダ サチニブ、ポスチニブ、 ニロチニブ塩酸塩、アシ ミニブ塩酸塩
(略)										
2073から 2076まで	(略)	(略)	(略)							なし ラブリズマブ、クロバリ マブ、スチムリマブ、エ クリズマブ、ベグセタコ ブラン、人ハプトグロビ ン、J039、G005、J045な し
										(略)
(略)										
2096から 2098まで	(略)	(略)	(略)							なし 活性型プロテインC、ア ンチトロンピン111製 剤、リハビリテーション、 J045なし
										(略)
(略)										

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次の表のように改正する。

## 改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
49	エンコラフェニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年5月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
50	ビニメチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年5月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1575から1578まで
51	ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年5月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1997、2013及び2038
52	ファビピラビル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2466及び2467
53	ベキサロテン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2002、2003、2016及び2017

## 改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)

54	<p>セルペルカチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>4、5、13、14、25から27まで、321、392から394まで、403、404、412、470から472まで、475、489、490、503、513、524、525、529、671、912から915まで、921から924まで、929、933、934、941、942、952、954、960、961、969、970、978、979、995、1002から1004まで、1013、1014、1020、1032、1042から1044まで、1050、1051、1060、1064、1067、1077、1078、1084、1089、1090、1316、1319、1321、1323、1324、1328、1329、1332、1333、1335、1336、1341、1342、1497、1502、1503、1548から1550まで、1558、1559、1584、1586、1618、1621、1625、1677、1682、1686、1688、1693、1696、1698、1700、1704、1705、1709、1713、1716、1717、1722、1726、1727、1735、1738、1743、1751、1752、1754、1755、1836から1838まで、1845から1847まで、1851、1852、1856、1857、1863、1864、1870、1872、1873、1877、1878、1881、2473及び2475</p>	(新設)	(新設)	(新設)
----	--	--	------	------	------

55	バレメトスタットトシル酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2008及び2026
56	A型ボツリヌス毒素（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
57	リサンキズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1166から1169まで、 1171から1175まで及び 1177から1180まで
58	エルトロンボパグ オラミン（医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の申請であって、その申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、その申請者の依頼により実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第11条第1項に規定する薬事審議会をいう。）が令和6年4月26日に事前の評価を終了したものに係る用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）	2087
59	モメロチニブ塩酸塩水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2049及び2052

(新設)	(新設)	(新設)

60	<u>ピルトブルチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>2007、2024及び2025</u>
61	<u>グマロンチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>489、490、503及び513</u>
62	<u>アピバクタムナトリウム／セフタジジム水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年6月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>533から535まで、537から588まで、1138から1142まで、1239から1241まで、1249から1273まで、1293から1296まで、1298、1299、1309、1311、1765から1770まで、1820から1823まで、1898から1903まで、1967、1968、2459から2462まで、2464及び2469から2471まで</u>
63	<u>乾燥濃縮人プロテインC（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>883から894まで及び2084から2088まで</u>

(新設)	(新設)	(新設)

## 附 則

この告示は、令和六年八月十五日から適用する。